

## 寄付金等取扱規程

### (目的)

#### 第

1条 この規程は、公益財団法人ふじのくに未来財団（以下「この法人」という）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### ① テーマ指定寄付金

広く一般社会に、社会貢献活動の種類及び活動区域に関して具体的な支援を希望する寄付

- ・ 社会課題解決型  
    少子高齢化
- ・ 文化・芸術振興
- ・ ソーシャルビジネス

#### ② 団体指定寄付金

静岡県社会課題解決に取り組む活動団体への支援を希望する寄付金

#### ③ 冠テーマ寄付金

社会課題解決の種類及び活動区域に関して具体的な支援を指定し、助成事業の名称を希望する寄付金

#### ④ 財団支援寄付金 財団の公益事業全般への支援を希望する寄付金

### (テーマ指定及び冠テーマ寄付金の募集)

第3条 この法人は常時テーマ指定及び冠テーマ寄付金を募ることができる。

2 テーマ指定、冠テーマ寄付金は、20%を助成事業事務(公募、広報等)手数料として充当する。

### (団体指定寄付金の募集)

第4条 この法人は常時団体指定寄付金を募ることができる。

2 団体指定寄付金は適正な事務経費を控除した残額の総額を、選考委員会で採択された指定団体の事業に助成される。この場合、適正な事務経費は募集総額の20%以下でなければならない。

### (寄付募集要項の作成)

第5条 テーマ指定及び冠テーマ寄付金を募集するときは、寄付募集要項を作成し一般公開し

なければならない。

2 前項にかかわらず、ホームページにおいて寄付募集要項を公開し、ダウンロードが可能にする。

#### (受領書等の送付)

第6条 テーマ指定及び冠テーマ寄付金、団体指定寄付金、財団支援寄付金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、この法人の公益目的事業に関連する寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

#### (寄付に係る結果の報告)

第7条 この法人は、テーマ指定及び冠テーマ寄付金、団体指定寄付金の寄付金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

2 この法人は、テーマ指定及び冠テーマ寄付金、団体指定寄付金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

#### (情報公開)

第8条 この法人が受領する寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

#### (個人情報保護)

第9条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

#### (改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

#### 附 則

1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

2 この規程は、平成27年4月1日から施行する。